

パーキング・パーミット制度について

1 制度の内容

(1) 目的

障害のある方など歩行が困難な方に対して専用の駐車区画（障害者等用専用駐車区画）を利用できる利用証を交付することにより、利用対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図る。

(2) 利用対象者例（※詳細は別紙参照）

区分	申請必要書類	利用証有効期間
身体障害者	身体障害者手帳等	無期限
知的障害者	療育手帳等	
精神障害者	精神障害者福祉手帳等	
難病患者	特定医療費受給者証等	
要介護者	介護保険被保険者証等	
妊産婦	母子健康手帳等	有期限 (単胎児は満2歳、 多胎児は満3歳に達する日まで)
その他けが人等	医師の診断書等	必要と認める期間 (原則1年以内)

(3) 制度の対象となる専用駐車区画（障害者等用専用駐車区画）

下記①及び②の両方を対象とする。

- ① バリアフリー法等に基づき設置した幅員3.5m以上の駐車区画
- ② ①以外に、障害のある方など歩行が困難な方の専用の駐車区画として任意に設定するもの。①の駐車区画とは異なり、幅の規定は無い。

=「プラスワン区画」

現在、本制度を既に導入している北海道、東京都を除く44府県間で相互利用協定を締結することで、本県の利用証で他府県の障害者等用駐車区画を利用することが可能となる予定。

対象区画の例

バリアフリー法に基づく幅広な駐車区画（車椅子使用者等） 今回の制度導入により任意に設置する通常幅の駐車区画（高齢者、妊産婦等）



2 申請手続き等について

(1) 利用証の申請等について

- ・郵送による申請
申請書、確認書類の写し、返信用切手を同封し県事務局あて郵送
- ・電子による申請
県の電子申請・届出システムより申請、返信用切手は別途県事務局あて郵送
- ・利用証の交付
内容を確認後、県事務局より申請者あて送付
- ・利用証の使用方法
利用証を外部から見えるように自動車のルームミラー等に掲示し、障害者等用専用駐車区画に駐車する。
- ・利用証のデザイン
アジア・アジアパラ競技大会のマスコットキャラクター（ホノホン・ウズミン）を使用予定

(2) 障害者等用専用駐車区画の登録等について

郵送又は電子により県事務局あて登録する。
内容確認後、県事務局より駐車区画の掲示用ステッカー（カラーコーンに貼り付けできるもの）を送付
県ウェブサイトに駐車区画の台数等を掲載予定

(3) 県事務局の設置について

制度の問い合わせや、利用証の申請、駐車区画の登録などを受け付ける県事務局を2026年3月に設置予定。

3 制度導入スケジュール

2026年2月	制度案内のためのリーフレット・ポスター等を配布 (申請先となる事務局の住所、問い合わせ対応の電話・メールアドレス等記載)
3月	県事務局設置による問合せ対応の開始
4月	県民からの利用証申請の受付開始 事業者からの対象駐車区画登録申請の受付開始
5月	利用証発行開始
6月	制度開始